



# にかほ市国民健康保険税の 税率が統一されました

にかほ市の国民健康保険税は、合併に伴い平成19年度まで旧3町ごとの不均一課税となっていました。  
介護保険分については、平成18年度にすでに統一されていますが、6月の定例市議会で医療分統一の税率改正が可決されましたので「にかほ市国民健康保険税条例」の一部改正の内容を紹介します。

され、それぞれの税率に応じて課税されます。

## 市の国民健康保険の 現状について

これまでにかほ市の国民健康保険税は、不均一扱いとなっており、旧3町区分（仁賀保・金浦・象潟）ごとに課税してきました。地域ごとに医療費の動向を見極めながら、赤字にならないよう税率を調整する必要がありました。

平成20年度からは、税率が統一され、市の会計上でも一本化（3つの財布が1つにまとまり

## 医療・支援分の 税率改正について

ます）されることから急激な医療費の変動にも対応しやすくなりました。

6月の定例市議会で可決した「にかほ市国民健康保険税条例」では、次の部分が改正されました。

①改正前の国民健康保険税の算定は、所得割額、資産割額、均等割額、世帯割額でしたが改正後には、所得割額と均等割額での算定になります。

区分	にかほ市		
	仁賀保地域	金浦地域	象潟地域
種類	医療分	医療分	医療分
所得割額	9.00%	8.30%	9.00%
資産割額	14.00%	14.00%	14.00%
均等割額	29,000円	(15,000円) 26,000円	(20,000円) 29,000円
世帯割額	31,000円	31,000円	31,000円
限度額	560,000円	560,000円	560,000円

改正前

※( )は19年度限りの調整額

②老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、新たに後期高齢者支援分が追加されました。

## 国民健康保険は 相互扶助制度

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が収入等に依りて保険税を出し合い、そこから医療費を支出する相互扶助制度です。

保険税には、医療分と介護分、新たに後期高齢者支援分が追加

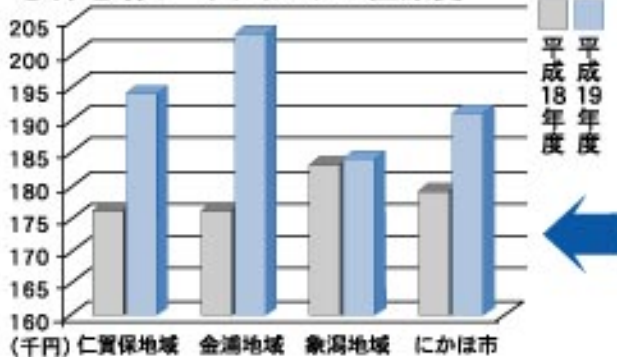
## 一人当たりの 医療費について

平成18・19年度の一人当たりの医療費は、次のとおりです。

◎前年度と比較した各地域の一人当たりの医療費

- ・仁賀保地域  
176,000円(18年度)  
194,000円(19年度)
- ・金浦地域  
176,000円(18年度)  
203,000円(19年度)
- ・象潟地域  
183,000円(18年度)  
184,000円(19年度)

## ●各地域の一人当たりの医療費



## 年金からの特別徴収 (天引き)について

平成20年4月から高齢者医療制度の改正に伴い、年金から国民健康保険税の特別徴収（天引き）が始まりました。

4月・6月・8月の年金からは仮徴収額として、平成18年中の所得と改正前の税率で仮算定した金額を年金から天引きします。

10月・12月・2月の年金からは、平成19年中の所得と改正後の税率で本算定した金額から、仮徴収額を差し引いた残額を天引きすることになります。

◎特別徴収の対象となる方

国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となり、これまでどおり普通徴収（納付書による納付または口座振替）となります。

- 【対象外となる条件】
- ①世帯主自身が国民健康保険の被保険者でない場合
- ②世帯主の年金額（基礎年金）が年額18万円未満の場合

## 国民健康保険税 (普通徴収)の 納期限について

平成20年度のにかほ市国民健康保険税の納期限（普通徴収）については、次のとおりです。

国民健康保険税（普通徴収）納期限	
第1期	7月31日
第2期	9月1日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月1日
第6期	21年1月5日
第7期	2月2日
第8期	3月2日

## 納付の相談について

市では、支払いが困難な場合、納付の回数を増やすなどの納付相談を行っています。

一人で困らずにお気軽に税務課または各市民サービスセンターにご相談ください。



納税に関する個別相談を行っています

## 問い合わせ先

- 市民課 国保年金係 (給付関係) ☎ 32・3032
- 税務課 国保税係 (税・相談関係) ☎ 43・7505
- 仁賀保市民サービスセンター ☎ 32・3030
- 金浦市民サービスセンター ☎ 38・4300